

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
福島県会津坂下町	中政所	令和3年12月5日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	55.7ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	55.3ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	5.0ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.2ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2.2ha
(備考) 今後中心経営体が引き受ける耕作面積については、現在経営している個人経営体の経営限界が来た場合に中心経営体が引き受ける方向で進める。	

2 対象地区の課題

【現状】 本地区における集落農業の現状は、60戸中16戸が農業経営を行っている地区であり、水稻を中心としながら3戸が肉用牛畜産との複合型個人経営、3戸が水稻と園芸作物の複合型個人経営を行っている。 現在、地区内には6名の認定農業者がおり、平均年齢66歳の農業者でその大半において後継者が不足している状況にあるが、後継者未定の農業者もあることから以下の課題解決に取組み、集落ぐるみでの農業経営継続を目指していく必要がある。 【課題】 ○高齢化、人口減少が顕著で若い担い手がいらない ○特産品がない（水稻以外に何かないのか？） ○区画整理後、30年以上経過している。 ○農地の補修・維持が困難になりつつある（荒地にしないルール作りが必要） ○改良区等の経費が高い ○委託農家の役割が明確化していない（労力提供のシステムづくりが必要） ○共同作業の人手不足

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

本地区においては、水稻及び肉用牛畜産経営が主体であることから、以下のとおり農業を主体とした集落づくりを目指していく。

【集落農業の目標（将来像）】

遊休農地を出さず持続可能な農業経営を目指す。さらに将来に向けては、大区画圃場へ土地改良を進め、農地集約を促進させる。

また、高齢でも現状維持で営農を続けられるように、集落内組織である中政所生産組合の機械の共同利用を継続していく。

当地区の特徴である畜産を生かし有機質肥料を活用した栽培法により農作物の付加価値を高める。

【集落農業を担う中心経営体】

本地区の5名を下記の「4.本地区における中心経営体」に位置付ける。

【課題解決に向けた取組み】

- ・圃場の大規模化により農地の集約や効率化が図られるため、土地改良区などの組織と引き続き連携し地区内の情報共有に取り組んでいく。

- ・多面的機能支払交付金事業を活用しながら、非農家も含め集落全体で持続可能な農地維持活動を引き続き継続していく。

- ・農業所得確保のため、中政所地区の特色を活かした循環型農業による付加価値のついた農産物、特に園芸作物の生産に取り組んでいく。

- ・機械利用の共同化等により意欲のある小規模農業者を支援しながら協力して働ける体制づくりを構築していく。

【農地集積・集約の方向性】

本地区における農地利用は、以下のとおり利用促進を図っていく。

①水田 ⇒ 5中心経営体への利用集積を基本に進める

②畑地 ⇒ 当面、所有者での耕作維持を基本に進める

※現状維持で農業経営を実施する方は、中政所生産組合による機械共同利用を活用し、持続可能な農業経営を目指す。また、水稻においては、育苗や乾燥調整についても組織化に向けて検討を始める。

【中心経営体の役割】

①集落農業の継続発展のために必要となる機械・設備等の計画的な更新

②地区内離農者の雇用機会創設及び次世代後継者の研修等の受入れと育成

【農地委託農家の役割】

①経験・知識を活かした、中心経営体への作業補助等の労力提供

②集落における多面的機能支払交付金事業活動への継続参加

【プランの進捗管理等】

集落ぐるみでの集落農業継続を目指すため、区会や役員会、多面的機能支払交付金事業総会等、区住民が集まる機会において、プラン内容や進捗状況等について継続的に話し合いを行っていく

4 本地区における中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農		水稻、畜産	21.3 ha	水稻、畜産	25 ha	広瀬地区内
認農		水稻、畜産	7.7 ha	水稻、畜産	8 ha	広瀬地区内
認農		水稻、畜産	4.5 ha	水稻、畜産	6 ha	広瀬地区内
		水稻	3.5 ha	水稻	5 ha	広瀬地区内
		水稻	2.8 ha	水稻	4 ha	広瀬地区内
計	5人		39.8 ha		48 ha	

注1：「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、

法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2：「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3：「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。